

令和8年(2026年)5月29日

介護サービス事業者に対する行政処分について

札幌市では、「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）」の規定に基づき、令和8年5月22日付けで下記のとおり処分を決定しましたので、お知らせします。

記

1 対象事業者

法人名：株式会社元気な介護
所在地：札幌市北区北20条西4丁目2-15
代表者：代表取締役 池田 元気

2 対象事業所

事業所名：リーフィール
所在地：札幌市豊平区中の島一条7丁目12-1
事業の種類：指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業
（令和3年1月1日指定）
事業所番号：0190502971

3 行政処分の内容等

(1) 行政処分の内容

介護報酬請求額の上限を7割とする制限（3割の減額）3か月

(2) 対象期間

令和8年6月1日から令和8年8月31日まで

4 行政処分に至る経緯、理由

人格尊重義務違反（法第78条の10第1項第6号）

令和6年1月1日、対象事業所において、介護職員が定期訪問サービス中に、利用者の左前額部を殴打し、傷害を負わせるという身体的虐待を行い、法78条の4第8項に規定する義務に違反した。